

## 検討のためのたたき台

（第2－1 より長期間にわたって訴  
追の機会を確保するため公訴時効を見  
直すこと）

## 第2-1 より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと

### A案

公訴時効期間を●年間延長して以下のとおりとするものとする。

強制わいせつ等致傷及び強盗・強制性交等の罪	15 + ●年
強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等の罪	10 + ●年
強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつの罪	7 + ●年

### B案

○歳に満たない若年者に対して行われた罪、犯罪行為が終わった時から被害者が○歳に達するまでの期間に相当する期間、公訴時効の完成を遅らせるものとする。

### 〔検討課題〕

#### 【共通】

- 特別の取扱いの根拠
  - ・ 各案において公訴時効について特別の取扱いをする実態的・理論的根拠はどのようなものか。公訴時効制度の趣旨との関係で問題はないか。
  - ・ 両案を組み合わせることとする場合、各案の実態的・理論的根拠を踏まえ、組合せの当否についてどのように考えるか。
- 対象とする罪の在り方
  - ・ どのような性犯罪を対象とするか、その理由についてどのように考えるか。

#### 【A案】

- 延長する期間の在り方
  - ・ 公訴時効期間をどれだけ延長するか、その理由についてどのように考えるか。

#### 【B案】

- 若年者の範囲
  - ・ 対象となる若年者の範囲（年齢）をどのようなものとするか、その理由についてどのように考えるか。
- 法的構成の在り方
  - ・ 公訴時効の完成を遅らせる法的構成（公訴時効の期間を延長する、公訴時効の起算点を遅らせる、公訴時効の進行を停止させるなど）についてどのように考えるか。